

～日頃の感謝を込めて～

組合員様限定
定期貯金 ～夏～

期間：令和3年6月15日（火）～令和3年8月31日（火）

スーパー定期貯金（期間1年）

対象 定期貯金

新規に

10万円以上
1,000万円未満の
ご契約をいただいた方

当JA組合員の方、または
新たに組合にご加入いただける方に

出来上がり 年 0.05%

（税引き後 0.039%）

※組合には1口（1,000円）以上の出資金で
ご加入できます。

詳しくは当JA窓口にお問い合わせください。

本所 TEL.089-943-2124
瀬見支所 TEL.089-979-0970
由良出張所 TEL.089-961-2004
御幸支所 TEL.089-925-6290
生石支所 TEL.089-972-0057
垣生支所 TEL.089-973-1000
伊台支所 TEL.089-977-0226
道後支所 TEL.089-931-8631
桑原支所 TEL.089-945-3800
久米出張所 TEL.089-975-0101
北条中央支所 TEL.089-993-3111

浅海出張所 TEL.089-995-0024
立岩出張所 TEL.089-996-0011
北条南支所 TEL.089-994-0823
中島支所 TEL.089-997-1155
南吉井支所 TEL.089-964-2340
北吉井出張所 TEL.089-964-5432
拝志出張所 TEL.089-964-5777
三内支所 TEL.089-966-2022
麻生支所 TEL.089-956-0501
宮内出張所 TEL.089-962-2043
砥部支所 TEL.089-962-2337

荏原支所 TEL.089-963-1111
坂本出張所 TEL.089-963-1131
南伊予支所 TEL.089-982-0206
伊予中央支所 TEL.089-982-0032
南山崎出張所 TEL.089-983-2500
上瀬支所 TEL.089-986-1122
下瀬出張所 TEL.089-987-0011
中山支所 TEL.089-967-1122
小田支所 TEL.0892-52-3121
広田出張所 TEL.089-969-2311

JAえひめ中央の
ホームページは
こちらから
ご覧いただけます。



商品概要説明書

令和3年6月15日現在

1. 商品名	スーパー定期貯金（単利型） 「組合員様限定定期03夏」		
2. ご利用いただける方	・個人の方で当JAの組合員の方または新たに組合にご加入いただける方		
3. 期間	・定型方式 1年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）のお取り扱いとなります。		
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・ATMおよびインターネットバンキングでのお預け入れは対象外となります。 ・10万円以上1,000万円未満 ・新たにお預け入れいただく資金を対象とします。 ・1円単位 		
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。		
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 満期後の取り扱い (3) 利払頻度 (4) 計算方法 (5) 税金 (6) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・年0.05%（税引後年0.039%）を約定利率として適用いたします。 ・初回満期後は、通常のスーパー定期貯金（1年もの）に自動継続し、自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%※（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 <p>※令和19年12月31日までの適用となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口でお問い合わせください。 		
7. 手数料	-		
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）のお取り扱いができます。 		
9. 中途解約時の取り扱い	・初回満期日前に解約する場合は、解約時の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。		
10. 貯金保険制度 （公的制度）	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 <p>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>		
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または当JA（本商品を申し込まれた該当JA）の下記連絡先にお申し出ください。</p> <p>当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p>		
	JA名	担当部署	電話番号
	JAえひめ中央	金融部 金融企画課	089-943-8731
	また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。		
	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争解決措置 <p>JAバンク相談所にお申し出ください。</p>		
12. その他参考となる事項 取扱期間	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年6月15日（火）～令和3年8月31日（火） ・取扱期間中であっても諸情勢によりお取り扱いを終了することがあります。 		

詳しくはJA窓口にお問い合わせください。